

安心いちばんおいた産農産物安全チェック表

私は大分県が定める安全性確認に取り組むことをここに宣言します。

確認年月日 平成 年 月 日

氏 名

・参考資料1の「実施ポイント」を参考に、実行できていれば適合、できていなければ不適合、自分の農場に関係しない場合は該当外のいずれかの欄に○を記入する。
 ・自己チェックにおいて不適合のあった項目は、その内容を「不適合内容」の欄に、不適合の是正内容を「是正内容」の欄に記入する。

No.	内 容	実 施 項 目	適合	不適合	該当外	不 適 合 内 容	是 正 内 容
農場の環境							
1	農場の土・水の安全性を確認している。	①土壌汚染地域でないか確認している。 ②利用している河川・井戸に水質汚染がないか確認している。 ③出荷前に洗浄する農産物(主に生食するもの)は水質検査を実施し「飲用適」である。					
栽培の計画							
2	栽培計画により計画的な生産を行っている。	①施肥計画に基づき、年間通じて適切に堆肥・肥料を施用している。 ②防除計画に基づき、年間通じて適切な防除を実施している。					
肥料の管理							
3	肥料(堆肥含む)を適切に保管している。	①収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。					
4	肥料の使用を記録している。	①施肥日、施肥場所、肥料名、施肥量を記録している。					
農薬の管理							
5	農薬を適切に保管している。	①収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管している。 ②専用の保管庫で農薬漏れしないように保管しており施錠できる。					
6	農薬を適切に選択している。	①最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。 ②農薬のラベルで適用作物、希釈倍率、使用量、使用時期、使用方法を確認している。					
No.	内 容	実 施 項 目	適合	不適合	該当外	不 適 合 内 容	是 正 内 容
7	農薬を正確に調製している。	①はかり、計量カップ等を用いて正確に計量している。					
8	ドリフト(農薬飛散)の防止に努めている。	①隣接圃場からの農薬飛散、または隣接圃場への飛散の恐れがないか検討している。 ②農薬飛散の恐れがあるときは対策を講じている。					
9	散布器具は適切に管理している。	①動噴、タンク、ホースなどは内部に農薬が残らないように使用後は必ず洗浄している。 ②運搬車に防除器具を積んで防除した場合は、防除後に荷台を十分に洗浄している。 ③防除器具は収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。					
10	農薬の使用を記録している。	①散布日、散布場所、農薬名、希釈倍率、使用量を記録している。					
残留農薬検査							
11	残留農薬検査を実施している。	①県の認証基準に則した検査計画がある。 ②検査計画に則した残留農薬検査を実施し、検査結果を保存している。 ③検査前までに散布した農薬の記録がある。					
調整・貯蔵・出荷							
12	調整・貯蔵・出荷施設は衛生的である。	【申請者ごとに具体的な対策を記入のこと】 ①出荷調整前(共同調整場への出荷前の自己選別を含む)やトイレの後には必ず手を清潔にしている。 ・出荷調整前の手洗方法() ・トイレ後の手洗方法() ②出荷施設は収穫物の残さ等がないよう定期的に清掃している。 ・清掃方法() ・清掃頻度() ③作業台や包丁等の器具は定期的に清掃している。 ・清掃方法() ・清掃頻度()					
13	出荷の記録がある。	①出荷日、出荷者、品目、出荷先、出荷量を記録している。					
その他項目							
14	自己点検を実施している。	「安心いちばんおいた産農産物安全チェック表」に基づく自己点検を年1回以上実施している。					

安心いちばんおいた産農産物安全チェック表 実施ポイント

・この「実施ポイント」を参考に安全性確認に取り組むこと。

No	内 容	実 施 ポ イ ン ト
農場の環境		
1	農場の土・水の安全性を確認している。	①最新の「農用地土壌汚染防止法の施行状況」を確認すること(環境省水・大気環境局ホームページにて公表)。 ②水道水の場合は確認は不要。河川・地下水(井戸)等の場合は下記により安全性を確認すること。 ・最新の「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」を確認すること(大分県環境保全課ホームページにて公表)。 ・水源が河川・湖沼(ダム)にあつては「公共用水域水質測定結果 地点別総括表」を、地下水(井戸)にあつては「地下水水質測定結果 井戸別総括表」を参照し、利用水源に最も近い地点の測定結果を確認すること。 ・各総括表の「類型」欄を確認し、水源が河川にあつては「D以上」、湖沼(ダム)にあつては「B以上」、地下水(井戸)にあつては「3以上」であり、農業用水に利用可能であること。 ③出荷前に洗浄して主に生食する農産物は、洗浄水源の水質検査を実施して、「飲用適」であること。
栽培の計画		
2	栽培計画により計画的な生産を行っている。	①年間に使用する肥料、堆肥等の種類、施肥量、施肥時期がわかる「栽培曆」や「施肥設計」などを参照していること。 ②年間に使用する農薬の種類、希釈倍率、使用時期がわかる「防除曆」などを参照していること。
肥料の管理		
3	肥料(堆肥含む)を適切に保管している。	①袋入りの肥料・堆肥は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管すること。 ・やむをえず同じ倉庫で保管する場合は、接触しないようになるべく離れた場所に置き、ブルーシート等を被せておくこと。 ・袋入りでない堆肥は、必ず別の場所で保管すること。
4	肥料の使用を記録している。	①施肥場所には圃場名やハウス名などを記録すること(上の畑、1号ハウスなど本人が認識できる任意の名称で可)。
農薬の管理		
5	農薬を適切に保管している。	①農薬は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しないよう、必ず別の場所で保管すること。 ②農薬保管庫は農薬「専用」のため、農薬及び農薬計量器具以外は置かないこと。 ・保管庫は専用の市販品だけでなく、本棚(金属製)や古い冷蔵庫などの金属や樹脂製のものを利用しても良い。 ・木製保管庫を使用する場合は、農薬のしみ込みを防ぐ対策(例:プラスチックトレイに入れる、棚にビニールを敷く等)を施すこと。 ・保管庫に入らない大型の農薬は、盗難防止対策(例:保管場所の施錠、鍵付きチェーンで柱等の動かないものへ固定する等)を行った上で、収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しないように保管することで可とする。 ・農薬漏れ対策としては、開封した液剤ボトルを縦置きする、袋剤に封をする(例:洗濯ばさみでとめる、タッパで保管する)がある。
6	農薬を適切に選択している。	①最終有効年月を確認して、期限が過ぎた農薬は使用せず、廃棄までの間は保管庫内で区分しておくこと。 ②農薬散布の際は適用作物や希釈倍率などについて、必ずラベルを確認すること。 ・最新のチラシを取った場合は、緊急の使用方法の変更など(短期暴露評価に伴うもの)があるので、捨てずに必ず内容を確認すること。
7	農薬を正確に調整している。	①自分の使用量に適した目盛り器具を準備すること(少量しか計らないのに大きな目盛り器具を用いて目検討で計量しないこと等)。
8	ドリフト(農薬飛散)の防止に努めている。	①自圃場に隣接する他圃場があるか、または自圃場内で異なる作物が隣接しているかが分かっていること。 ②隣接圃場がある場合には、防風林、防除時のハウス密閉、風が強いときは散布しない、外側から内向きに散布するなどの対策を行うこと。
No	内 容	実 施 ポ イ ン ト
9	散布器具は適切に管理している。	①動噴、タンク、ホースなどは使用後に必ず水通しすること。 ②防除器具を積んだトラック等の荷台は、防除後に必ず水洗いすること。 ③防除器具は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管すること。
10	農薬の使用を記録している。	①散布場所には圃場名やハウス名などを記録すること(上の畑、1号ハウスなど本人が認識できる任意の名称で可)。
残留農薬検査		
11	残留農薬検査を実施している。	①「安心いちばん農産物認証実施要領(別紙1)」の基準に基づき、検査点数や検査時期を決定すること(登録・認証申請書に記入必要)。 ②検査結果は必ず保存し、「安心いちばん農産物認証実施要領」に基づき、検査報告(様式第9号)を行うこと。 ③残留農薬が超過した場合に備えて、必ず検査直前までの農薬散布を記録しておくこと。
調整・貯蔵・出荷		
12	調整・貯蔵・出荷施設は衛生的である。	①トイレ後には石けん手洗いを行うこと。 ・調整作業前には、品目に適した方法(そのまま生食するものはアルコール消毒、皮を剥くものや加熱するものは石けん手洗いなど)を設定して実施すること。 ②施設の清掃は、作業内容に適した方法(掃き掃除や水洗いなど)で、汚れ具合や施設の稼働日数を考慮して(毎日作業し残さがでやすいものは毎作業後、週3回作業して残さが出にくいものは週1回作業後など)清掃頻度を設定して実施すること。 ③殺菌剤、乾燥・調整作業時に他品種や認証農場以外の収穫物が混入しないように、必要に応じて切り替え等に清掃すること。 ④作業台や包丁・ハサミ・コンテナ等の器具類の清掃は、品目に適した方法(生食するものは毎作業前後にアルコール拭き、皮を剥くものや加熱するものは毎日のから拭き+週1回のアルコール拭きなど)を設定して実施すること。 ・圃場で箱詰め作業をおこなう作物(例:葉菜類等)は、土壌等の異物混入を防ぐための対策を行うこと。なお、対策としては、出荷箱が土壌と直接接触しないようにマルチ上に置く、箱内への染み込みを防ぐため撥水処理された出荷箱を使用するなどがある。 ・市場病害のリスクを防ぐため、収穫物の管理にも気をつけること(例:病原菌の感染を防ぐため、果菜類のへたを汚れたもので拭かない等)。
13	出荷の記録がある。	①出荷の記録は出荷伝票や運送伝票などでも可であるが、いつでも確認できるようにきちんと整理していること。
14	自己点検を実施している。	「安心いちばんおいた産農産物安全チェック表」に自己点検結果を記録する。認証検査前及び更新検査前には必ず実施し、認証検査時には検査員に、更新審査時には安心いちばんおいた産農産物認証事務局に提出すること。